第十三条第一項中「第六十五条」を「第六十九条」に改め、同条第二項中「第六十条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第七十五条第二項」を「第七十八条第二項」に改め、同条第三項中「第六十八条」を「第四条」に、「第六十九条」を「第五条」に、「第七十一条第二項」を「第七十三条第二項」に、「第六十五条」を「第六十九条」に改める。

第十四条中「第七十五条第一項」を「第七十八条第一項」に改める。

第十七条第三項中「第六十七条」を「第七十一条」に改める。

（労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部改正）

第五条　労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号及び第三項第四号中「第二十六条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第六条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の項及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の項中「第七十条」を「第七十二条」に改める。

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の六中「第五十七条」を「第六十一条」に、「第五十八条第三項」を「第六十二条第三項」に、「第七十条」を「第七十二条」に、「第七十一条」を「第七十三条」に、「第七十五条第二項」を「第七十八条第二項」に、「第七十二条」を「第七十六条」に、「第七十三条」を「第七十七条」に、「第七十五条」を「第七十九条」に、「第七十六条」を「第八十条」に、「第七十七条第一項」を「第八十一条第一項」に改める。

第二十五条中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の次に一条を加える改正規定中「第七十八条」に、「第七十六条」を「第七十九条」に改め、同改正規定の前に次のように加える。

目次中「第七十八条」を「第七十九条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十二年十月一日）から施行する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「旧徴収則」という。）第七十三条の規定による証票は、当分の間、第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「新徴収則」という。）第七十五条の規定による証票とみなす。

2　この省令の施行の際現に提出されている旧徴収則様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書、旧徴収則様式第十六号による労働保険事務組合認可申請書、旧徴収則様式第十七号による労働保険事務等処理委託解除届並びに旧徴収則様式第二十三号による代理人選任・解任届は、それぞれ、新徴収則様式第一号による保険関係成立届、労働保険事務等処理委託届及び任意加入申請書、新徴収則様式第十六号による労働保険事務組合認可申請書、新徴収則様式第十七号による労働保険事務等処理委託解除届並びに新徴収則様式第二十三号による代理人選任・解任届とみなす。

3　新徴収則第四条第二項の規定による保険関係成立届、新徴収則第六十三条第一項の規定による労働保険事務組合認可申請書、新徴収則第六十四条第二項の規定による労働保険事務等処理委託届、新徴収則第六十八条第一号の規定による労働保険事務処理委託事業主名簿、新徴収則第六十八条第二号の規定による労働保険料等徴収及び納付簿、新徴収則第六十八条第三号の規定による雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿、新徴収則第七十三条第二項の規定による代理人選任・解任届、新徴収則第七十七条の規定による労災保険関係成立票並びに新徴収則附則第二条第一項の規定による任意加入申請書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。

告示

○農林水産省告示第千六百七十七号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十二条第二項の規定に基づき、平成二十二砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　てん菜を原料として製造される国内産糖

正味一、〇〇〇キログラムにつき　一六、七〇九円

二　さとうきびを原料として製造される国内産糖

次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分	単価
一　鹿児島県	
(一)　種子島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五〇、一八一円
(二)　奄美大島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　七九、五五九円
(三)　喜界島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五〇、五五三円
(四)　徳之島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　四五、一一六円
(五)　沖永良部島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五八、二五〇円
(六)　与論島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　八二、一二〇円
二　沖縄県	
(一)　沖縄本島において製造されるもの（(二)に掲げるものを除く。）	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五二、三九五円
(二)　沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）	正味一、〇〇〇キログラムにつき　四五、〇四五円
(三)　伊是名島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　一〇五、五七四円
(四)　久米島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　七一、二七四円
(五)　南大東島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　八八、八〇〇円
(六)　北大東島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　一二四、五九三円
(七)　宮古島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　四九、三二六円
(八)　伊良部島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　六六、八二三円
(九)　石垣島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　六一、三六二円

○農林水産省告示第千六百七十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十六条第二項の規定に基づき、平成二十二でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　ばれいしょを原料として製造される国内産いもでん粉

正味一、〇〇〇キログラムにつき　一八、六一三円

二　かんしょを原料として製造される国内産いもでん粉

正味一、〇〇〇キログラムにつき　三八、九九九円